

令和6年度 豊洲枝川さくらんぼ保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名	称	社会福祉法人誠高会
所	在	地 埼玉県さいたま市北区日進町 2 - 1914 - 7
電	話	番 号 048 - 788 - 2820
代	表	者 理事長 高橋 誠一
事	業	内 容 保育所の経営、一時預かり事業

2 運営の方針

保 育 理 念	・子どもたちが夢と希望を創りだせる楽しい生活の場を提供します ・家族・地域とのつながりを大切にし、子育てを支援する保育園を目指します
保 育 方 針	・子どもの安全と安心を基本とし、様々な経験を通して五感で楽しみ自己表現のできる子を育てます。 ・人との関りを通して愛情や信頼感もとに、思いやりの心を育みます。 ・自然や世界中の文化に触れながら、豊かな感性を養い、子どもの夢を育てます。 ・保護者の想いに耳を傾け話し合いながら、子育ての喜びや悩みに寄り添い、共に成長を見守ります。 ・保育園としての専門性をいかし、地域の子育てニーズにあった取り組みを積極的に行います。

3 保育園の概要

名	称	豊洲枝川さくらんぼ保育園
所	在	地 東京都江東区枝川 1 丁目 2 番 9 号
電	話	番 号 03-6458-4850
認	可	年 月 日 令和 4 年 4 月 1 日
施	設	長 泉 由美
職	員	数 30 名前後(施設長 1 名、常勤保育士 15 名前後、保育補助 8 名前後、栄養士 1 名、調理員 3 名、看護師 1 名、その他)

4 職員の種類、員数（年度途中での人数増減可能性有）及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施 設 長	1 名	保育園の施設管理全般
副 園 長	0～1 名	保育業務全般の取りまとめ
主 任	0～2 名	保育業務全般の取りまとめ
保 育 士	15 名以上	保育業務全般（常：15 名以上、非：8 名以上）
栄 養 士	1 名	栄養士業務全般
調 理 員	3 名	給食調理全般
事 務 員	1 名	事務業務全般
看 護 師	1 名	（非常勤又は常勤）園児の健康管理全般
嘱 託 医	1 名	園児の健康診断を行う。
嘱託歯科医	1 名	園児の定期歯科健康診断を行う。

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開	所	日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	標 準 時 間	7 時 00 分から 18 時 00 分まで	
		延長保育 18 時 00 分から 20 時 00 分まで	
	短 時 間	9 時 00 分から 17 時 00 分まで	
		延長保育 7 時 00 分～ 9 時 00 分まで 17 時 00 分～20 時 00 分まで	
休所日	標 準 時 間	12 月 29 日から 1 月 3 日まで	
	短 時 間		

6 利用者負担その他の費用の種類、支払の金額

種 類	金 額		
保 育 料	区の基準により徴収		
延 長 保 育 料	※補食代含む	月極利用者	スポット利用者
	0.5 時間	江東区の 月額延長保育料 に準ずる	350 円
	1 時間		700 円
	1.5 時間		1050 円
	2 時間		1400 円
時 間 外 保 育	<標準保育・短時間保育共通> ・20:00 以降 15 分 1000 円		
実 費 徴 収	・夕食費 1 食 500 円（希望制） ・保育等に係る行事への参加及び付随する費用（希望制） ・おむつ廃棄費用（希望制）		

7 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2 号・3 号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	区が行う利用調整による
利用終了の理由	2 号・3 号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると区が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じ、江東区との協議により江東区の下承を得たとき

8 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
定 員	6 人	16 人	18 人	20 人	20 人	20 人	100 人

※0 歳児は生後 4 か月からお預かり致します。

9 施設の利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
欠 席 す る 場 合	朝 9 時 20 分までに保護者が口頭または文書で園に届ける
投 薬 に つ い て	薬は医療機関による処方薬に限り、薬の依頼書に必要事項を記入し、調剤提供書を添付して 1 回分のみ手渡しにて確認後預かる。職員室にて投薬する。
感 染 症 に つ い て	感染症の疑いがある場合には、必ず医師の診断を受け園に連絡を入れる。完治後の登園の際は、医師の診断の元、別紙「入園のしおり」感染症一覧を参照の上、「意見書」または「登園届」を提出する。 園内で感染症が発生した際は、日付、クラス名、人数を掲示にてお知らせする。氏名は掲示しない。
嘱 託 医 に つ い て	医師) けいこ豊洲こどもクリニック 塚田桂子医師
	歯科医) ケンデンタルクリニック 小笠原賢二歯科医師

10 昼食等について

昼食・おやつ等	毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギーと医師に診断された場合、除去致しますのでご相談ください。(医師による指示書が必要)
衛生管理等	・東京都管轄保健所へ届出提出(令和4年4月11日) ・毎月検体検査実施(施設内職員全員対象)

11 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

12 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 措置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を取得するために、職員は研修等に参加しています。

13 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	江東区管轄消防署 令和 6 年 3 月 日届出 防火管理者 氏名 泉 由美
避 難 ・ 消 火 訓 練	月 1 回実施
防 災 設 備	自動火災報知機、誘導灯、救助梯子、消火器、防火ダンパー、避難口、消防機関へ通知する設備、防排煙制御設備、避難器具、表示灯、煙感知器
避 難 所 ・ 避 難 場 所	【避 難 所】東京朝鮮第二初級学校 東京都江東区枝川 1 丁目 1 1 - 2 6 【避難場所】辰巳団地・潮見運動公園一帯 東京都江東区潮見 1 丁目 1

14 保育の内容に関する要望・相談

- (1) 園内で知り得た保育園の情報、他園児の情報について、SNS ツール(メール・ライン・インスタグラムなども含む)による情報拡散を禁止します。(他園児の写真撮影、感染症の罹患者特定など)
- (2) 保育の内容に関する要望、相談は以下の窓口にて受け付けます。その他、玄関にポストを設置しています。

受付担当者	主任	TEL03-6458-4850
解決責任者	園長	
第三者委員	弁護士 塚本 智康	TEL03-3226-0248
第三者委員	税理士 太田 孝昭	TEL03-3237-7500 (担当:伊藤)
受付方法	文書、電話、面接等の方法でご要望・ご相談受付致します。	

○その他の相談先

社会福祉法人誠高会 事務局	03-6880-3960
江東区こども未来部保育計画課運営指導係	03-3647-9503

15 加入している保険に関する事項

○損害責任保険

1 事故につき	700,000 千円まで	1 名につき	100,000 千円まで
---------	--------------	--------	--------------

以上の重要事項及び別紙「入園のしおり」について、説明を受けて重要事項説明書に同意いたします。

令和 年 月 日

住所

園児氏名

保護者氏名 印

令和6年度 金町駅前さくらんぼ保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名	称	社会福祉法人誠高会
所	在	地 埼玉県さいたま市北区日進町 2 - 1914 - 7
電	話	番 号 048 - 788 - 2820
代	表	者 理事長 高橋 誠一
事	業	内 容 保育所の経営、一時預かり事業

2 運営の方針

保 育 理 念	・子どもたちが夢と希望を創りだせる楽しい生活の場を提供します。 ・家族・地域とのつながりを大切にし、子育てを支援する保育園を目指します。
保 育 方 針	・子どもの安全と安心を基本とし、様々な経験を通して五感で楽しみ自己表現のできる子を育てます。 ・人との関わりを通して愛情や信頼感をもとに、思いやりの心を育みます。 ・自然や世界中の文化に触れながら、豊かな感性を養い、子どもの夢を育てます。 ・保護者の想いに耳を傾け話し合いながら、子育ての喜びや悩みに寄り添い、共に成長を見守ります。 ・保育園としての専門性をいかし、地域の子育てニーズにあった取り組みを積極的に行います。

3 保育園の概要

名	称	金町駅前さくらんぼ保育園
所	在	地 東京都葛飾区金町六丁目 4 － 1 金町木下ビル 2F
電	話	番 号 03-5876-3303
認	可	年 月 日 平成 30 年 4 月 1 日
施	設	長 櫻井 由香
職	員	数 17 名前後(施設長 1 名、常勤保育士 9 名前後、保育補助 3 名前後、栄養士 1 名、調理員 2 名、看護師、その他)

4 職員の種類、員数（年度途中での人数増減可能性有）及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施 設 長	1 名	保育園の施設管理全般
主 任	0～1 名	保育業務全般の取りまとめ
副 主 任	0～1 名	保育業務全般の取りまとめの補佐、保育業務全般
保 育 士	12 名以上	保育業務全般（常：9 名以上、非：3 名以上）

栄 養 士	1 名	栄養士業務全般
調 理 員	2 名	給食調理全般
事 務 員	1 名	事務業務全般
看 護 師	1 名	（非常勤又は常勤）園児の健康管理全般
用 務 員	0～1 名	保育園用務全般
嘱 託 医	1 名	園児の健康診断を行う
嘱託歯科医	1 名	園児の定期歯科健康診断を行う

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日		月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	標 準 時 間	7 時 30 分から 18 時 30 分まで
		延長保育【平日】 18 時 30 分から 20 時 30 分まで 【土曜日】 延長保育なし
	短 時 間	8 時 30 分から 16 時 30 分まで
		延長保育【平日】 7 時 30 分～ 8 時 30 分まで 16 時 30 分～20 時 30 分まで 【土曜日】 延長保育なし
休所日	標 準 時 間	日曜日・祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで
	短 時 間	

6 利用者負担その他の費用の種類、支払の金額

種 類	金 額		
保 育 料	区の基準により徴収		
延 長 保 育 料	※補食代含む	月極利用者	スポット利用者
	0.5 時間	2500 円	350 円
	1 時間	4500 円	700 円
	1.5 時間	6500 円	1050 円
時 間 外 保 育	2 時間	8500 円	1400 円
	平日 20:30 以降 15 分 1000 円 土曜 18:30 以降 15 分 1000 円		
実 費 徴 収	夕食費 1 食 500 円		
	教材費 年齢や消耗度によって前後する		

7 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2 号・3 号認定子ども（保育認定）】	
利用者の決定	区が行う利用調整による
利用終了の理由	2 号・3 号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

8 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
定 員	6 人	10 人	11 人	11 人	11 人	11 人	60 人

※0 歳児は生後 90 日からお預かり致します。

9 施設の利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
欠 席 す る 場 合	朝 9 時までには保護者が口頭または文書で園に届ける
投 薬 に つ い て	薬は医療機関による処方薬に限り、薬の依頼書に必要事項を記入し、調剤提供書を添付して 1 回分のみ手渡しにて確認後預かる。職員室にて投薬する。
感 染 症 に つ い て	感染症の疑いがある場合には、必ず医師の診断を受け園に連絡を入れる。完治後の登園の際は、医師の診断の元、別紙「入園のしおり」感染症一覧を参照の上、「意見書」または「登園届」を提出する。 園内で感染症が発生した際は、日付、クラス名、人数を掲示にてお知らせする。氏名は掲示しない。
嘱 託 医 に つ い て	医療法人社団 順啓会 遠藤医院 遠藤啓一郎 東京都葛飾区柴又 3 丁目 12 番 18 号
	こじま歯科医院 小島丈尚 東京都葛飾区金町 5 丁目 28 番地 8 号 KS ビル 1 階

10 昼食等について

昼食・おやつ等	毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギーと医師に診断された場合、除去致しますのでご相談ください。(医師による指示書が必要)
衛生管理等	・東京都管轄保健所へ届出提出済（平成 30 年 4 月 4 日） ・毎月検体検査実施（施設内職員全員対象）

11 緊急時等における対応方法

- （１）保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- （２）保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

12 虐待の防止のための措置に関する事項

- （１）措置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- （２）児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- （３）児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を取得するために、職員は研修等に参加しています。

13 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 （ 変 更 ） 届 出 書	葛飾区管轄消防署 令和 3 年 7 月 9 日届出済 防火管理者 氏名 櫻井 由香
避 難 ・ 火 災 訓 練	月 1 回実施
防 災 設 備	自動火災報知機、誘導灯、救助梯子、消火器、防火ダンパー、避難口、消防機関へ通知する設備、防排煙制御設備、避難器具、表示灯、煙感知器
避 難 場 所	【一時集合場所】末広小学校 東京都葛飾区金町 4-21-1 【避難場所】東京理科大学 東京都葛飾区新宿 6-3-1

14 カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、弁護士への相談体制構築等を行います。また身体的な攻撃・精神的な攻撃・過大な要求・個の侵害のような事象がみられた場合、当法人として十分な保育提供が困難となり、場合によっては退園をお願いする場合があります。

（カスタマーハラスメントの取り扱いの詳細は入園のしおりをご覧ください。）

15 保育の内容に関する要望・相談

- （１）園内で知り得た保育園の情報、他園児の情報について、SNS ツール（メール・LINE・インスタグラムなども含む）による情報拡散を禁止します。
- ※他園児の写真撮影、感染症の罹患者特定など
- （２）保育の内容に関する要望、相談は以下の窓口にて受け付けます。その他、玄関にポストを設置しています。

受付担当者	主任	TEL03－5876－3303
解決責任者	園長	
第三者委員	弁護士 塚本 智康	TEL03－3226－0248
第三者委員	税理士 太田 孝昭	TEL03－3237－7500 (担当：伊藤)
受付方法	文書、電話、面接等の方法でご要望・ご相談受付致します。	

16 加入している保険に関する事項

○損害責任保険

1 事故につき	700,000 千円まで	1 名につき	100,000 千円まで
---------	--------------	--------	--------------

以上の重要事項について、説明を受けて重要事項説明書に同意いたします。

令和 年 月 日

住所

園児氏名

保護者氏名 印

令和6年度 大宮日進さくらんぼ保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人誠高会
所 在 地	埼玉県さいたま市北区日進町2-1914-7
電 話 番 号	048-788-2820
代 表 者	理事長 高橋 誠一
事 業 内 容	保育所の経営、一時預かり事業

2 運営の方針

保 育 理 念	- 子どもたちが夢と希望を創りだせる楽しい生活の場を提供します - 家族・地域とのつながりを大切にし、子育てを支援する保育園を目指します
保 育 方 針	- 子どもの安全と安心を基本とし、様々な経験を通して五感で楽しみ自己表現のできる子を育てます - 人との関わりを通して愛情や信頼感をもとに、思いやりの心を育みます - 自然や世界中の文化に触れながら、豊かな感性を養い、子どもの夢を育てます - 保護者の想いに耳を傾け話し合いながら、子育ての喜びや悩みに寄り添い、共に成長を見守ります - 保育園としての専門性をいかし、地域の子育てニーズにあった取り組みを積極的に行います

3 保育園の概要

名 称	大宮日進さくらんぼ保育園
所 在 地	さいたま市北区日進町2-1914-7
電 話 番 号	048-788-2820
認 可 年 月 日	平成27年2月27日
施 設 長	新倉 真由美
職 員 数	32名前後(常勤保育士16名、保育補助7名、栄養士1名、調理員5名、事務員1名、用務員1名)

4 職員の種類、員数（年度途中での人数増減可能性有）及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施 設 長	1名	保育園の施設管理全般
主 任	1～2名	保育業務全般の取りまとめ
副 主 任	1～2名	保育業務全般の取りまとめの補佐、保育業務全般
保 育 士	19～23名	保育業務全般
栄 養 士	1～2名	栄養士業務全般
調 理 員	5～6名	給食調理全般
事 務 員	1名	事務業務全般
用 務 員	1名	用務業務全般

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで		
開所時間	標準時間	7時00分から18時00分まで	
		延長保育【平日】18時00分～20時00分まで 【土曜日】延長保育なし	
	短 時 間	8時30分から16時30分まで	
		延長保育【平日】7時00分～8時30分まで 16時30分～20時00分まで 【土曜日】7時00分～8時30分まで 16時30分～18時00分まで	
休 所 日	標準時間	日曜日・祝日及び12月29日から1月3日まで	
	短 時 間		

6 利用者負担その他の費用の種類、支払の金額

種 類	金 額		
保 育 料	市の基準により徴収		
延 長 保 育 料	※補食代含む	月極利用者	スポット利用者
	0.5時間	2,500円	350円
	1時間	4,500円	700円
	1.5時間	6,500円	1,050円
	2時間	8,500円	1,400円
時 間 外 保 育	平日 20:00以降 15分 1,000円 土曜 18:00以降 15分 1,000円		
実 費 徴 収	主食費 月 2,000円 (3歳児以上) 副食費 月 4,500円 (3歳児以上) 夕食費 1食 500円 布団メンテナンス費 年 4000円 衛生費 月 500円 (おむつの利用者のみ) 教材費 年齢や消耗度によって前後する		

7 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利 用 者 の 決 定	市が行う利用調整による【2号・3号認定子ども（保育認定）】
利 用 終 了 の 理 由	2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

8 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 ※0歳児は生後90日からお預かりいたします。

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
定 員	6人	16人	17人	17人	17人	17人	90人

9 施設の利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
欠席する場合	朝 9 時までに保護者が口頭・文書もしくは WEL-KIDS にて園に連絡する
投薬について	薬は医療機関による処方薬に限り、薬の依頼書に必要事項を記入し、調剤提供書を添付して 1 回分のみ手渡しにて確認後預かる。職員室にて投薬する。
感染症について	感染症の疑いがある場合には、必ず医師の診断を受け園に連絡を入れる。完治後の登園の際は、医師の診断の元、別紙「入園のしおり」感染症一覧を参照の上、「意見書」または「登園届」を提出する。 園内で感染症が発生した際は、日付、クラス名、人数を掲示にてお知らせする。氏名は掲示しない。
嘱託医について	花の丘キッズクリニック 院長 山本 温子 さいたま市西区内野本郷 578-4
	アモール歯科・矯正歯科 院長 上山 智史
	さいたま市北区日進町 2-1916-8

10 昼食等について

昼食・おやつ等	毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギーと医師に診断された場合、除去いたしますのでご相談ください。 (医師による指示書が必要)
衛 生 管 理 等	・さいたま保健所へ届出提出済（平成 27 年 2 月 26 日） ・毎月検体検査実施（施設内職員全員対象）

11 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体のを安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

12 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	さいたま市北消防署 令和 3 年 10 月 18 日届出済 防火管理者 氏名 新倉真由美
避 難 ・ 火 災 訓 練	月 1 回実施
防 災 設 備	自動火災報知機、誘導灯、救助袋、消火器、防火ダンパー、防火扉、防火戸、防火シャッター、避難口、消防機関へ通知する設備、防排煙制御設備、避難器具、表示灯、煙感知器
避 難 場 所	第一避難場所 つばさ小学校（さいたま市北区宮原町 3-902-4）

13 災害時等の臨時休園等について

- 「さいたま市内保育施設の災害等における臨時休園等のガイドライン」に基づき、
- (1) 感染症対策の臨時休園等については、さいたま市が判断し、当園に臨時休園等の要請を行います。その場合、臨時休園等の対策をとります。
- (2) 自然災害（風水害）対策の臨時休園等については、自然災害（風水害）発生によりさいたま市が「警戒レベル 3（高齢者等の避難準備）以上」の発令を行った場合は臨時休園を行います。
- ※ さいたま市 HP 内「さいたま市内保育施設の災害等における臨時休園等のガイドライン」を参照願います。

14 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 措置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき児童虐待の早期発見に努め児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を取得するために、職員は研修等に参加しています。

15 保育の内容に関する要望・相談

- (1) 園内で知り得た保育園の情報、他園児の情報について、SNS ツール（メール・ライン・インスタグラムなども含む）による情報拡散を禁止します。（他園児の写真撮影、感染症の罹患者特定など）
- (2) 保育の内容に関する要望、相談は以下の窓口にて受け付けます。その他、玄関にポストを設置しています。

受付担当者	主任	TEL048－788－2820
解決責任者	園長	
第三者委員	弁護士 塚本 智康	TEL03－3226－0248
第三者委員	税理士 太田 孝昭	TEL03－3237－7500 (担当：伊藤)
受付方法	文書、電話、面接等の方法でご要望・ご相談の受付をいたします。	

16 カスタマーハラスメントの防止

- 園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。
- 職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、弁護士への相談体制構築等を行います。
- また身体的な攻撃・精神的な攻撃・過大な要求・個の侵害のような事象がみられた場合、当法人として十分な保育提供が困難となり、場合によっては退園をお願いする場合があります。（カスタマーハラスメントの取扱いの詳細は入園のしおりをご覧ください）

17 加入している保険に関する事項

○損害責任保険			
1 事故につき	700,000 千円まで	1 名につき	100,000 千円まで

以上の重要事項について、説明を受けて重要事項説明書に同意いたします。

年 月 日

住 所 _____

園児氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____